

(別表2)

区分	補助対象経費	補助率及び補助基準額				
介護テクノロジーパッケージ型導入支援	TAIS に掲載された介護テクノロジー及び申請ができていない等の理由で TAIS に掲載されていない機器で機能等が同水準と県が判断したテクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合の支援を行う。 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例： ・「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・「介護業務支援」に該当する複数の機器 ・介護記録ソフト＋インカム 等 ・介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。 なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせで一気通貫が実現できていれば補助対象とする。 また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。 機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。 ・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記①を要	（ア） 1 機器につき、左の経費の実支出額に補助率 5 分の 4 を乗じた額を算出する。ただし、算出した額に千円未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。 （イ） 次の表の①欄に定める区分ごとに、（ア） で算出した額と、次の表の②欄の基準額とを比較して、少ない方の額以内の額を補助額とする。 表 2 介護テクノロジーの導入支援 <table><tr><th>①対象経費の種類</th><th>②基準額</th></tr><tr><td>パッケージ型導入支援 (機器等の合計経費)</td><td>1 0 0 0 万円</td></tr></table>	①対象経費の種類	②基準額	パッケージ型導入支援 (機器等の合計経費)	1 0 0 0 万円
①対象経費の種類	②基準額					
パッケージ型導入支援 (機器等の合計経費)	1 0 0 0 万円					

	件とする。 また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記②を要件とする。 なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。 ①公益社団法人国民健康保険中央会(以下、「中央会」という。)が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査」の結果において、(1)「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、(2)中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。 ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP 掲載先： https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/ ②厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム(LIFE)について に掲載されている「CSV 連携仕様書(LIFE)」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。 【留意事項】 ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるものを対象とする。開発に要する経費は補助対象とならない。	
--	---	--